

呉市市民意見公募手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における市民の参画機会を拡充するとともに、行政運営の公正性・透明性の一層の向上を図り、市民協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(意見公募の趣旨)

第2条 この要綱に基づき市民の意見を公募する趣旨は、市の公表する政策等に係る案に対しての市民の賛否を問うものではなく、当該案に対する意見等を市民に対して広く求め、当該意見を市の意思決定の参考にすることとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見公募手続 市の重要な政策等を「形成」し、又は「決定」する過程において、その政策等の案の趣旨、目的、内容等を公表し、市民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市の意思決定の参考にするとともに、提出された意見等の概要や、それに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 政策等 市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる市の政策、条例等のうち、次条各号に掲げるものをいう。

(3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第4条 実施機関は、次に掲げる政策等の策定、制定又は改廃（以下「策定等」という。）を行う場合においては、市民意見公募手続を行うこととする。

(1) 市の基本的な政策に関する計画

(2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例

(3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める政策等

(対象の適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条の規定は、適用しない。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合

(2) 政策等の策定等に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

(3) 政策等の策定等に当たり、附属機関又はこれに類するものにおける意見聴取の手続が法令により定められている場合

(4) 附属機関又はこれに類するものからの答申、報告及び意見等に基づくものである場合

(案の公表)

第6条 実施機関は、政策等の策定等を行おうとするときは、当該策定等の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、政策等の案を公表する前に、市民意見公募手続の実施について次に掲げる事項を公表する。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) 政策等の案の入手方法

3 実施機関は、第1項の規定による公表をする際は、併せて次に掲げる参考資料も公表する。この場合において、実施機関は、当該政策等の案に対する市民の理解が容易となるよう、当該参考資料の作成に留意しなければならない。

- (1) 政策等の案の趣旨、目的及び策定に至った背景等
- (2) 政策等の案の作成時に整理した実施機関の考え方又は論点となる事項
- (3) その他政策等の案を理解するために必要な参考資料

4 前3項の規定による公表については、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、呉市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第7条 意見等の提出期間は、政策等の案を公表した日から原則として30日以上とする。

2 意見等を提出しようとする市民は、原則として意見書に政策等の案件名、住所又は所在、氏名又は名称及び電話番号を明記の上、次の方法により提出するものとする。

- (1) 郵便による送達
- (2) ファクシミリ装置による送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) 実施機関への持参
- (5) その他実施機関が認める方法

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を十分考慮し、政策等の案の意思決定を行う。

2 実施機関は、提出された意見等を集約し、次に掲げる事項を速やかに公表することとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する市の考え方
- (3) 政策等の案の修正を行った場合における当該修正の内容

3 第6条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

4 実施機関は、提出された意見等を公表することにより第三者の利益を害するおそれがある場合には、その意見等の全部又は一部を公表しないこととする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、市民意見公募手続を実施している政策等の案件について、その一覧を作成し、呉市のホームページへの掲載により公表するものとする。

2 前項に規定する案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見等の募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民意見公募手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に実施機関が策定しようとする政策等について適用する。ただし、この要綱の実施の際現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。